

# 札幌市立八条中学校体育文化振興会規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称及び事務局)

本会を札幌市立八条中学校体育文化振興会と呼び、事務局を同校内（札幌市豊平区豊平8条13丁目2-1）に置く。

### 第2条 (目 的)

本会は、会員が協力して部活動の目的「生徒一人ひとりの個性を生かし、能力を開発し、豊かな人間性を養う。」を達成するための後援を行う。

### 第3条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 部の設立、部活動の計画、運営に関すること。
2. 活動および競技会、発表会への参加に関すること。
3. その他、本会の目的達成のために必要な事業に関すること。

## 第2章 組 織 （別表①参照）

### 第4条 (会 員)

本会は、この会の趣旨に賛同する八条中学校の保護者と体育系・文化系の部活動を指導する本校教職員をもって構成する。

### 第5条 (役 員)

本会には、次の役員を置く。

- ・会長 (1名)
- ・副会長 (1名)
- ・事務局長 (1名)
- ・会計 (1名)
- ・会計監査 (2名)

### 第6条 (顧問【指導者】)

本会に、顧問を置き、部員の直接の指導にあたる。

顧問は、会長が委嘱する。

### 第7条 (学校長)

学校長は、この会の全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

### 第8条 (顧 問)

本会には、会長の諮問に応じるため顧問を置くことができる。

顧問は、八条会会長があたり、会長が委嘱する。

### 第9条 (役員を選出)

本会の役員を選出は、次のとおり行う。

1. 会長は、八条中学校PTA会長が兼務する。
2. 副会長は、本校教頭とする。
3. 事務局長は、会長が委嘱する。
4. 会計は、八条中学校PTA事務局の会計（教職員）が兼務する。
5. 会計監査は、八条中学校PTA役員の会計監査が兼務する。

### 第10条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は、会計を補佐し、会長に事故あるときは代理を務める。
3. 事務局長は、会長を補佐し、会務の処理を統括する
4. 会計は、事務局長を補佐し、会務を処理する。会計に関する処理をする。
5. 会計監査は、会計を監査する。

#### 第11条（役員の仕事）

役員の仕事は、1年とする。

### 第3章 会 議 （別表②参照）

#### 第12条（総会）

総会は、この会の最高議決機関で、第2章第4条の会員をもって構成する。

1. 総会は、会長が招集する。
2. 定期総会は、毎年4月とする。また、役員会が必要と認めたときは、臨時会を開くことができる。
3. 総会は、次の事項を審議する。
  - ①本年度の活動計画
  - ②その他の必要事項
4. 総会終了後、各部ごとの部会を開き、活動計画、前年度各部活動費に関する報告を行う。

#### 第13条（役員会）

役員会は、第2章第5条の役員で構成され、必要に応じて、会長か事務局長が招集する。

1. 総会で承認を得るための協議を行う。
  - ①予算、決算
  - ②規約改正
2. 細則の改廃

#### 第14条（顧問会議）

顧問会議は、部活顧問と事務局長で構成され、必要に応じて、事務局長が招集する。活動内容の連絡調整並びに活動の諸問題について協議する。

#### 第15条（議長）

本会の全ての会議の議長は、事務局長とする。

### 第4章 会 計

#### 第16条（経費）

本会の経費は、会費及び寄附金をもってあてる。

1. 会費は、入部するものが納入する特別会費とする。  
◎特別会費 一年5000円（入会時に納入）

#### 第17条（予算・決算）

本会の予算・決算は、役員会の協議を経た後、PTA総会で承認を得る。

#### 第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 付 則

### 第19条 (規約の改正)

本会の規約改正は、役員会の協議を経た後、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

### 第20条 (細 則)

第3条に定める事業を円滑にするために、細則を別途定める。

### 第21条 (規約の実施)

この規約は、昭和47年5月27日から実施する。

改 正 昭和51年5月27日 改 正 昭和52年4月26日

改 正 昭和58年6月 8日 改 正 昭和60年4月20日

改 正 平成10年5月 2日 改 正 平成18年4月17日

改 正 令和 6年4月 9日

役員 会 長：横山 えり 副会長：平井 歩  
事務局長：大久保 貴幸 (体育文化振興会代表)  
会 計：工藤 愛花

# 札幌市立八条中学校体育文化振興会運営細則

- 第1条 この細則は、規約第20条により定める。
- 第2条 事務局は、事務局長と顧問で構成し、本会の規約および本細則の定めるところにより、会の庶務、会計を含めて会務を推進する。
- 第3条
1. 入部希望者は、保護者・学級担任・部指導者の承認を得、別紙「申込書」に所定の事項を記入、捺印し、年会費を納入し、入会の許可を得ること。
  2. 新1年生の入部については、活動内容を知るため期間を設け、指示された日より入部を認める。
  3. 入会の手続き期間は、年度当初に定められた月日とするが、学級担任・事務局・部指導者の許可があれば、特別に認めることができる。
  4. 一度入会したら、特別の事情がない限り、退部・休部、および転部は、認めない。
  5. 部員が部の品位を著しく傷つける行為のあったとき、および、部員に努力がほとんど認められないときは、休部または退部させる場合がある。
- 第4条
1. 一度納入した会費は、退部・休部しても返金しない。また、特別に年度途中から入部する者の年会費は、2学期入部は3,000円、3学期入部は1,500円とする。
  2. 会費の経理は、事務局が担当する。
  3. 予算の編成は、事務局が下記の項目に従い、予算案を編成し、役員会に計らなければならない。
    - ・収入の部項目～年会費、会費、繰越金
    - ・支出の部項目～運営費、活動費、参加費、指導者費、予備費
- 第5条
1. 指導者が確保され、生徒が希望し、活動場所等の条件が整ったとき、部の開設を認める。ただし、中学生として好ましい内容で、部員が10名以上おり、年度途中でないこと。
  2. 生徒が10名未満か、あるいは、指導者が確保されないときは、顧問会議で休部または廃部を検討する。
- 第6条
1. 事務局は、部員名簿を作成し、全職員が閲覧できる場所に置く。
  2. 指導者は、常に活動場所にあつて部員の指導監視にあたる。
  3. 止むを得ず、活動場所を離れるときは、緊急事態に対応できる状態にしておく。また、部員を危険な状態におくことのないように常に配慮する。
  4. 部長（キャプテン、主将）との連絡を密にして部員の生活指導を徹底する。
  5. 指導者が正常な状態で指導監視できない場合、他の指導者に依頼するか、活動を中止する。
- 第7条
1. 泊を伴う公式試合、大会等に参加する場合は、事前に「郊外活動届」に記入の上教頭に提出すること。
  2. 対外試合等で参加費が必要な場合、「大会参加請求書」あるいは、「参加費領収書」を会計に提出すること。
    - (ア) 中体連大会
      1. 市内で行われる大会には、参加費を補助する。
      2. 市外で行われる大会（全道大会）には、参加費を補助する。
      3. 道外、道内で行われる全国大会も全道大会に準ずる。

(イ) (ア) 以外の体育系の大会

1. 中体連新人戦大会は、参加費を補助する。

2. 1. を除いた大会の参加費、登録料についても一部補助をする。

(ウ) 文化系の部については、体育系に準ずる。

3. 各種大会、発表会の成績は、必ず事務局に報告すること。

(賞状、トロフィー、カップ、旗、楯等は、事務局が管理、保管する)

## 第8条

1. 各部の活動期間は通年とし、原則として毎日の活動は、次の通りとする。

(ア) 月～金曜日の活動時間は、18:30までとし、速やかに下校すること。

(イ) 土曜日、日曜日、祝日の活動時間は顧問間で調整する。

(ウ) 長期休業中の活動は、事務局が別途調整する。

2. 各部の活動場所は、指導者間で調整し、決定する。また、活動場所は全職員に連絡する。

その他、活動場所について必要なことは、事務局で調整する。

3. 始業前の練習(朝練習)については、場所等の調整を指導者間でした後、全職員に連絡した後行うこと。また、練習時間は、7:10～8:10までとし学校生活に支障のないように指導者は配慮すること。

4. 原則として札幌市立学校における部活動活動基準に合わせて活動すること。

## 第9条

1. 生活心得を守り、楽しい活動ができるように指導者および部員は留意すること。

2. 生徒の活動優先順位は次の通りとする。

①学校行事 ②学年行事 ③学級行事 ④部活動

3. 原則として旅行的行事の前日および疲労回復日は活動を行わないこと。

4. 家庭訪問・懇談会日等にあつては、他の指導者に監督を依頼して活動を行うことができる。

5. 職員会議、全体研修日等にあつては、会議終了後に再登校して活動するものとする。

6. 各部の活動場所は、別紙で提示する。

(ア) 各部の控室、昼食場所は、指導者の管理教室とする。

(イ) 部員は、持ち物を必ず活動場所に持参すること。

(ウ) 使用した場所はきちんと清掃し、もとの状態に復元してから下校すること。

(エ) 校舎内で部員に食事を摂らせる場合、指導者の管理教室で家庭から持参した食事を摂らせること。

## 第10条

1. 部の活動中の傷害の補償は、日本スポーツ振興センターで行う。

2. この細則の改廃は、役員会において審議し、決定する。

3. この細則は、令和6年4月18日より施行する。

改正 平成23年4月15日

改正 平成30年月16日

改正 平成31年4月16日

改定 令和 5年4月 9日

改定 令和 6年4月 9日